

## 第 17 回鹿児島市景観審議会 会議録

開催日時	平成28年1月18日(月) 15時00分～17時00分
開催場所	市役所東別館9階 特別小会議室
出席者	委員5人 事務局4人
(委員)	井上委員(会長)、岩田委員、金本委員、江崎委員、江良委員 欠席：下原委員、木方委員
(事務局)	都市景観課長、都市景観課主幹 他2名
会議の概要	
1 開会	過半数である7人中5人の委員の出席により、鹿児島市景観審議会規則第3条第2項に基づき、審議会は成立
2 議事	<p>会長が議事の開始を宣言し、会議録の署名をする委員として、岩田委員と江良委員を指名傍聴希望者1名(南日本新聞社)の傍聴を許可</p> <p>(1) 議事 議案第1号「南洲門前通り地区景観計画骨子案」</p> <p>■審議結果 意見を付して案に異議は無い。</p> <p>■意見等の要旨 (序章)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内に目に見える形で縄文遺跡がない、又出土品等が地区内で見ることが出来ないのであれば、「縄文遺跡をはじめ」という文言は無くても「多くの歴史的な史跡、文化施設や神社が点在するまちなみ」だけで成り立つことから、削除することを検討頂きたい。</li> <li>・「周辺のまちなみ」や「地区の雰囲気」と記載があるが、どのような感じかイメージ出来ないのので、もう少し分かりやすく明確に記載して頂きたい。</li> </ul> <p>(第3章)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「眺望地点における景観形成の考え方」で、1番目に山並みを阻害しない高さの誘導が記載されており、2番目に現状の高さを超えない高さの誘導となっているが、高さの景観形成基準の内容からすると、順番が逆ではないかと考えるが、記載順番を検討頂きたい。</li> <li>・眺望確保Aラインの14階建てマンション(春日交番隣)は地区外なので、Aラインから除いた方がよいと考えるが、検討頂きたい。</li> <li>・「周辺からの見え方に配慮し」とあるが見え方には個人差があり、又「景観的な調和」は何を持って景観的というのか、判断基準を検討頂きたい。</li> <li>・「低層建築物(10m以下)」と「中高層建築物(10mを超える)」の2つに分けてあるが、前段に共通の項目を記載し、その後にそれぞれの項目の内容を記載するなど標記の仕方を検討頂きたい。</li> <li>・「軒や庇」について具体的に設置を限定しており、又「素材」についても限定しているが、工夫の余地を含めた表現を検討頂きたい。</li> <li>・色彩について色相をORから10Bまでの範囲を定めているが、地区の現状を考慮すると色相について規制を掛けない方がよいと考えるが、地区住民と再度検討頂きたい。</li> </ul>

3 閉 会

- ・ 開発行為等の届出が必要な規模について、届出対象範囲を広げる事を検討頂きたい。

(第4章)

- ・ 景観重要建造物および景観重要樹木の定義であるが、「～建築物及び工作物とすることができる。」および「～樹木とすることができる。」とした方が良いと考えるが、表現の仕方を検討頂きたい。